

第120回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和7年3月25日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大村隼	2番	森脇裕和
	3番	幸田勝治	4番	高見寛治
	5番	大内将広	6番	金澤孝良
	7番	児玉雅善	8番	加古原瑞樹
	9番	小林裕和	10番	廣利一志
	11番	岡本義次	12番	山本幹雄
	13番	平岡きぬゑ	14番	千種和英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	浅 野 博 之	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課情報 推 進 室 長	寺 本 保 彦	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	福 岡 康 浩	住 民 課 長	間 嶋 博 幸
	健康福祉課長	木 村 昌 子	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課事業 運 営 室 長	山 西 宏 明
	上 月 支 所 長	福 岡 真 一 郎	南 光 支 所 長	安 東 さ ゆ り
	三 日 月 支 所 長	横 本 宗 治	会 計 課 長	内 海 義 文
			生涯学習課長	高 見 浩 樹
欠 席 者 (3名)	情報政策課長	時 政 典 孝	上下水道課長	古 市 宏 和
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠		
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 5 号 第 4 期佐用町教育振興基本計画の策定について（委員長報告）
日程第 2. 議案第 6 号 第 3 期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について（委員長報告）
日程第 3. 議案第 11 号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第 4. 議案第 12 号 町道路線の認定について（委員長報告）
日程第 5. 議案第 26 号 佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定について（委員長報告）
日程第 6. 議案第 34 号 令和 7 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第 7. 議案第 35 号 令和 7 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 8. 議案第 36 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 9. 議案第 37 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 10. 議案第 38 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 11. 議案第 39 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 12. 議案第 40 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 13. 議案第 41 号 令和 7 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 14. 議案第 42 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計予算案について（委員長報告）
日程第 15. 議案第 43 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計予算案について（委員長報告）
日程第 16. 議案第 45 号 工事請負契約の締結について（道の駅宿場町ひらふく改修工事）
日程第 17. 同意第 2 号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第 18. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
日程第 19. 議員派遣について
-

午前 0 9 時 3 0 分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。議員並びに町当局の皆様には、おそろいでご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日を迎えましたが、本日も、慎重審議を賜りますよう、お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、三浦教育課長、時政情報政策課長、及び、古市上下水道課長より欠席の届出が提出され、受理しておりますので報告しておきます。

また、説明職員として、寺本情報推進室長と山西業務運営室長の出席を許可しておりますので、ご承知おきください。

日程第 1. 議案第 5 号 第 4 期佐用町教育振興基本計画の策定について（委員長報告）

議長（千種和英君） それでは、日程第 1 に入ります。

議案第 5 号、第 4 期佐用町教育振興基本計画の策定については、所管の総務常任委員会

に審査を付託しておりますので、総務常任委員会の審査報告を求めます。
総務常任委員長、廣利一志議員。

〔総務常任委員長 廣利一志君 登壇〕

総務常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

第 120 回佐用町議会において総務常任委員会に付託された案件について、ご報告させていただきます。

案件は、議案第 5 号、第 4 期佐用町教育振興基本計画の策定についてであります。

審査日時は、令和 7 年 3 月 7 日、月曜日、午前 9 時 27 分開会で午前 10 時 39 分閉会。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階、議員控室。

出席者は、総務常任委員 7 名全員。

当局から、町長、副町長、教育長、総務課長、教育課長、教育課企画総務室長、教育推進室長であります。

事務局からは、局長、室長。

当局、担当課に追加説明を求めました。

今回の計画は、佐用町の教育の総合計画と言えるもので、教育基本法の規定に基づき、地方公共団体が定めることになっている。第 1 期は、平成 23 年 3 月、その後、5 年ごとに、見直しを行い、今回が第 4 期目の策定となっている。策定委員には、元兵庫教育大学大学院教授の廣岡 徹先生に委員長。筏 由美子先生に副委員長。その他、15 名の委員を委嘱して策定をいたしました。

1 回目の策定委員会の前に、総合教育会議を開催し、町長、教育委員で第 4 期の教育振興基本計画の方向性について協議を行った。第 4 期の特徴について、社会情勢の激しい変化が続く中、想定外の事象と向き合い対応する力や不透明な未来を切り開く力をどう育成していくかという視点を加えて、ウェルビーイング（well-being）の向上や持続可能な社会の実現という視点も加わっている。このウェルビーイングというのは、身体的・精神的・社会的によい状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等、将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。それから、兵庫型「体験教育」による思いやりの心や、ふるさとを愛する心の育成、震災や水害の経験と教訓を生かした共生の心、生きる力を育む防災教育、小中連携や地域との連携による佐用町型連携教育のプロジェクトの推進。それから、新型コロナウイルス感染症の拡大が、子供たちに与えた影響は、今後とも続く懸念されるため、これまで以上に社会全体で連携・協働し、子供たちの成長を見守り、支えていくことが求められている点も入れている。さらに、新しい時代を見据え、知・徳・体を一体的に育みながら、取組を進めていく点を入れている。

計画の基本方向について、「確かな学力」の育成では、「個別最適な学び」それから「協働的な学び」の一体的な充実といったところ、佐用町でも、しっかり進めていく。

それから、ふるさと意識を醸成する教育の推進。そして、課題になっている不登校の対応ということで、誰もが取り残されないという考えのもと、不登校の対応も進めていく。そして、部活動改革の推進ですが、部活動の地域移行、さらに、地域移行から地域展開を、どう進めていくかです。続いて、特別支援教育の推進ということで、数年前から、しっかりと取り組んでいるが、中学校、高校へと継続的な支援ができるようにしたい。

そして、地域の教育力の向上、それから、保護者や地域住民が学校に関わりやすい環境の整備ということで、来年度からコミュニティスクールの推進を始めていく。「兵庫の防災教育」も第 4 期の計画でも重要視している。また、1 人 1 台端末の活用促進を着実に進めているが、教職員の ICT の指導能力を高めていくことで、取組をさらに進めてまいります。

学校規模適性化で、来年度、学校の在り方検討委員会も立ち上がる。この協議も始まるので計画に反映をしています。

質疑、答弁の時間を行いまして、ちょっと、具体的に多くの項目を述べさせていただきます。

質疑では、不登校について、生き方の1つだという捉え方が必要だと。捉えようと計画ではしているのか。答弁では、学校現場では、かつては、不登校を改善しようということで、まず、学校復帰を第1に考えていた。もっと将来を見据えた社会的自立に、家の中に、ひきこもらないようにということを重要視して、第4期の計画にも反映している。来年度は、校内にサポートルームを開設し、支援ができるように、体制を整える予定としている。

質疑で、多様性の尊重と包摂性の教育の推進で、地域の方の理解について、計画では、具体的に、どう対応するのか。答弁では、来年度から進める、コミュニティスクールの取組が重要になってくる。コミュニティスクールの学校運営協議会には、地域づくり協議会の方、PTA等の方に入ってください、学校との協議を行い、包摂性であったり、地域との連携を、さらに強化充実させていきたい。

パブリックコメントは何件か。答弁では、1件のみでした。

質疑では、策定委員会の中で、委員の中で議論になったところ。また、それは計画でどう反映しているのか。答弁では、県の基本方針に準じて、計画の素案はできているが、佐用町の特色を踏まえてほしいと、多数の意見がありました。日本語学校との連携のことも要望としてありました。佐用町型連携教育も計画の根幹であり、計画に盛り込んだ。

質疑として、教員のICT活用指導力について対応は。答弁では、若い教員の方々は、ICTの能力は長けています。そのため学校現場が非常に活性化します。教職員のICTの授業力が今後のキーとなる。計画にも反映している。計画策定だけに終わらず、実績を上げるように努めたい。

質疑として、健康教育と食育の推進を、どう進めていくのか。答弁として、バス通学の児童が増えて、運動習慣というのが二極化している。いろんな運動に関わっていけるように、生涯学習課とも協力して進めている。食育についても重要で、栄養教諭を2名配置して、給食センターでアレルギー対応もしてもらっている。栄養教諭と担任と連携して授業を進めている。今後も続けていく予定です。

質疑として、部活動の地域移行について、今後の方向性は。答弁では、小学生、中学生の子供たちへのアンケートを取ることを、まず、考えている。大人の都合だけで、部活動改革は進められない。また、文化協会、スポーツ協会などの意向も聞きながら、地域展開を探っていきたい。

質疑として、兵庫型「キャリア教育」の特色は。代表的なのは、小学5年生を対象にした自然学校。中学2年生が体験するトライやるウィークです。佐用町では、児童数の減少により、自然学校において、2校連合を4校連合で、西はりま天文台で行っています。今後も重要視して4期でも行う。

読書活動の充実についての方向性、計画は。答弁として、朝読書というのを授業の前の10分、15分実施している。読書習慣につながるか、二極化しているが、手立てを考えている。去年、今年と三日月中学校が県の指定を受けて読書活動推進事業を行っている。中学生が、保育園、小学校で読み聞かせを行って、読書に興味を持つ子が増えている。読書習慣については、今後も続ける予定だし、計画にも反映している。

質疑、答弁終わり、討論。討論ありませんで、採決に入ります。

採決、全員賛成でありました。

議案第5号、第4期教育振興基本計画の策定については、原案のとおり可決としました。

以上、総務常任委員会、付託審査の結果報告とさせていただきます。以上です。

議長（千種和英君） 委員長の審査報告は終わりました。
これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第5号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2．議案第6号 第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について（委員長報告）
日程第3．議案第11号 町道路線の変更について（委員長報告）
日程第4．議案第12号 町道路線の認定について（委員長報告）
日程第5．議案第26号 佐用町空き家等の適切な管理に関する条例の制定について（委員長報告）

議長（千種和英君） 続いて、日程第2に入ります。
日程第2から日程第5までを一括議題とします。これにご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第6号、第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について、日程第3、議案第11号、町道路線の変更について、日程第4、議案第12号、町道路線の認定について、及び日程第5、議案第26号、佐用町空き家等の適切な管理に関する条例の制定についてまでの4件を一括議題とします。

これらの案件については、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。

産業厚生常任委員長、高見寛治議員。

〔産業厚生常任委員長 高見寛治君 登壇〕

産業厚生常任委員長（高見寛治君） それでは、第 120 回佐用町議会産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査報告をさせていただきます。

議案第 6 号、第 3 期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について、議案第 11 号、町道路線の変更について、議案第 12 号、町道路線の認定について、議案第 26 号、佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定についての 4 件であります。

審査日時は、令和 7 年 3 月 11 日、火曜日、午前 9 時 26 分に開会し、午後 2 時に終了しました。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階、議員控室、及び町道路線の変更と認定は現地調査を行いました。

本委員会に出席を求めた者は、委員全員、なお、森脇委員から午後 1 時より早退届が提出され、受理しました。

町長、副町長、総務課長のほか、健康福祉課より課長、子育て・福祉室長、係長、主査。商工観光課より、課長、定住・空家対策室長、係長。建設課より、課長、道路河川室長、室長補佐、主事。

事務局より、局長、室長であります。

まず、議案第 6 号、第 3 期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について、当局より、追加説明を受けました。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に位置づけられる計画であり、第 2 期計画が令和 7 年 3 月末で終了するため、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 か年を推進期間とする第 3 期子ども・子育て支援事業計画を策定しました。計画の策定体制については、学識経験者、教育関係者、保護者、住民、関係機関など、幅広い協力と参画による佐用町子ども・子育て会議で協議、策定しました。計画策定に当たり、就学前児童の保護者と小学生の保護者 686 人及び小学 4 年生から 6 年生の 266 人に子育て支援に関するニーズ調査を行い、結果を集約して計画に反映しているとのとでした。

本計画は第 1 章から第 5 章で構成をされております。第 1 章では、これから推進する子ども・子育て支援制度のポイントや健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に策定したことを謳っています。第 2 章では、子ども・子育てを取り巻く現状について分析し、第 2 期の評価をまとめています。第 3 章では、基本理念を第 2 期に引き続き「のびのび佐用 みんなが笑顔で育つまち」とし、4 つの基本計画を掲げています。①つ目は、子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり。②つ目は、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり。③つ目は、子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり。④つ目は、子育てと仕事を両立できる環境づくりとし、これらを推進するに当たり、第 4 章で 19 の個別事業の取組を示しています。第 5 章では、推進体制について、行政、家庭、地域、各種団体等が相互に連携・協働し、地域全体での支援が必要であることを示しています。今回の第 3 期計画は、第 2 期計画を継承し、佐用町子ども・子育て会議で、協議・検討を行い、町民に広く素案を公表し、意見募集を経て取りまとめています。

今回の計画で追加や変更した内容、施策は、令和 4 年の児童福祉法改正に基づき創設された事業で、子育て世帯訪問支援事業で、養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

令和 6 年子ども・子育て支援法改正により、3 事業の追加事業があります。1 つ目は、妊娠等包括相談支援事業で、妊娠期から子育て期まで必要な支援につながる伴走型相談支援事業です。2 つ目は、産後ケア事業で、3 つ目は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）で、保育園等に通っていない子供を対象に月 10 時間以内で保護者の就労要件を問わず、保育園等で預かる事業です。そのほかに、子どもを守る地域ネットワーク機能強

化事業を追加しています。そのほか、育児・子育て制度の充実、さよう育児・子育て支援事業を追加しています。

令和4年児童福祉法の改正に伴い母子保健分野で設置していた、さよう母子健康包括支援センターと、児童福祉分野で設置している佐用町子ども家庭総合支援拠点を佐用町版子ども家庭センターへ一体化して、妊産婦、子育て世帯および子どもを切れ目なく支援していくと説明がありました。

質疑に入りました。この計画についてのパブリックコメントについての質疑がありました。パブリックコメントは実施したが、ゼロ件でした。無線放送、ホームページなど、いろいろな方法で意見を求めましたが、今回はなかった。子ども・子育て会議の中で、活発な意見をいただいた。それらを反映させていますと答弁がありました。

この計画について686人の小中校の保護者と266人の4年生から6年生の児童アンケートを取られている。パブリックコメントはなかったが、これがよかった、評価しますと意見がありました。

アンケート結果を踏まえて、この計画に反映させたことはありますかとの質疑がありました。現状、課題のとりまとめと、今後の方向性の中で、安心して過ごせる居場所づくりが、求められている。子ども食堂や、いこいの広場などを利用いただき、心から安心しておれる場所を提供、充実させていきますと答弁がありました。

アンケートで、お世話をしていることで、できなくなったことはあるかの質問で、わずかなではあるが、友達と遊ぶこと、勉強すること、十分に寝ること、学校に行くことなどが、子供が一番大事なことであることができないという回答が出ているが、これについて反映されていますかの質疑がありました。いろいろ問題を抱えている子供たちがいることが理解できた。子育て世帯訪問支援事業は、家庭事情で困っている世帯とか、育児のことで問題を抱えている世帯に対して、訪問をして支援をするような事業になっている。このような事業も活用しながら、支援ができないかと考えていると答弁がありました。

安全な妊娠・出産の相談体制の確立と育児不安の軽減などソフト面の環境づくりはあるが、ハード面のことは書かれていないとの質疑がありました。具体的にハードの面については、謳っていません。佐用町においての出産については、ほとんどの方が、町外の病院、産婦人科にかかって出産をされています。ハード面は、難しい面があるが、ソフト面で、妊娠期から専門職とコンタクトを取っていくなど、メンタルのフォローを実施しているとの答弁がありました。

質疑を終結しました。討論はありません。

採決は、全員賛成。結果、議案第6号、第3期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定については、原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第11号、町道路線の変更について。議案第12号、町道路線の認定については関連があるので、一括で当局の追加説明を受けました。

町道路線の変更は2路線あり、1路線面は、佐用地域の山田地内にある町道で、山田自治会の集会所の前の交差点付近から集落内へつなぐ生活道路である。今回の変更は、路線の終点から東側の県道までの180メートルです。この区間の利用形態としては、県道の拡幅工事が終わり、出入り等も安全になったため、生活道路としての利用頻度も高い。

2路線目は、三日月地域の島脇地内にある町道で、集落内の町道で新宿中安1号線と町道本谷線を結ぶ生活道路である。地籍調査の登記が完了したため、道路として利用形態がない箇所を除いて、本谷2号線の延長を変更し、分断された路線を、新たに、本谷3号線として認定するものです。

利用頻度についての質疑がありました。東ノ前線について、起点付近の幅員が狭く、交差点もあるので、今回、認定しようとする道路を通して、佐用の中心へ車で行っているこ

とは、地域の方からも聞いている。また、山田加圧場という水道施設があり、管理の面でも必要との答弁がありました。

質疑を終結しました。

その後、2路線の現地調査を行い、委員会を再開しました。

議案第11号についての討論はなく、採決は全員賛成。

続いて、議案第12号についての討論はなく、採決は全員賛成。

結果、議案第11号、町道路線の変更及び、議案第12号、町道路線の認定については、原案のとおり可決しました。

続きまして、議案第26号、佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定について、当局から追加説明を受けました。

適切な管理が行われていない空き家等については、地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしていることから、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されているが、佐用町においては、空き家等の対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法に則って進めている。しかし、空家等が適切に管理されず、倒壊など危険な状態にあり、町民の生命等に重大な危機が切迫していても、現在の空家対策特別措置法によってのみでは緊急時の安全措置が円滑に行うことができないことから、空家対策特別措置法及び現行の生活安全条例に基づく、佐用町の佐用町老朽危険空き家等の適正管理に関する要綱があるだけで、それだけでは、対応できないケースがあるのが現状です。そのため、空家対策特別措置法を補完する形で、今回、新たな条例を制定して、空き家対策の推進を図っていきたいと考えている。

以下、逐条解説により、条例施行規則の説明がありました。

条例の第1条、目的。第2条、定義。第3条、当事者間における解決の原則。第4条、町の責務。町の責務。第5条、町民等の協力。第6条、緊急安全措置。第7条、協議会。第8条、関係機関への協力要請。第9条、委任。

説明が終わり、質疑に入りました。

第6条の緊急安全措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該空家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができないとき、所有者等の同意を得る時間的余裕がないときその他やむを得ない事由により所有者等の同意が得られないときは、この限りでないの「過失」とはどういうことかの質疑がありました。過失がなくというのは、例えば、所有者がいるかどうか分からない時に、最低限の相続権者の調査とか、そういうことをした上で、なおかつ所有者が分からない場合のことですと答弁がありました。

第6条第1項で、当該空家等の所有者等が自ら当該危険状態を解消することができないと認めるときとは、どういうことかの質疑がありました。いろんなパターンがある。金銭面のこともあります。所有者が、近隣にいなかったり、相続がされていなかったり、所有者調べ、連絡に時間がかかった時、緊急対応といのが、即時対応できないためとの答弁がありました。

費用に相当する額を請求するものとするがあるが、所有者が完全に分からない時は請求できないのかの質疑がありました。2つのパターンを想定している。相続をしていないことによって、調査を進めていく、大変時間がかかるが、相続権利者が分かった段階で請求します。一番困るのが、民法940条が改正された。相続放棄。土地や空き家に、一昨年までは、相続放棄をしても管理責任があったが、法改正により、現に占有しない。そこに住んでいない、使っていない場合は、管理責任を免れることができることになった。そのため、少数だが、所有者がいない家屋、土地という問題がある。これについては、県や国に相談しながら、具体的な対応を考えると答弁がありました。

質疑を終結しました。討論はありません。

採決は、全員賛成。

結果、議案第 26 号、佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

以上、本会議、産業厚生常任委員会に付託されました 4 議案についての報告といたします。

議長（千種和英君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、これらの委員長報告に対して、順次、質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第 2、議案第 6 号、第 3 期佐用町子ども・子育て支援事業計画の策定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 6 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 6 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 11 号、町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 11 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可

決されました。

続いて、日程第 4、議案第 12 号、町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 12 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
続いて、日程第 5、議案第 26 号、佐用町空家等の適切な管理に関する条例の制定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより議案第 26 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

-
- 日程第 6．議案第 34 号 令和 7 年度佐用町一般会計予算案について（委員長報告）
日程第 7．議案第 35 号 令和 7 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について（委員長報告）
日程第 8．議案第 36 号 令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について（委員長報告）

告)

日程第 9. 議案第 37 号 令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について (委員長報告)

日程第 10. 議案第 38 号 令和 7 年度佐用町介護保険特別会計予算案について (委員長報告)

日程第 11. 議案第 39 号 令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案について (委員長報告)

日程第 12. 議案第 40 号 令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について (委員長報告)

日程第 13. 議案第 41 号 令和 7 年度佐用町石井財産区特別会計予算案について (委員長報告)

日程第 14. 議案第 42 号 令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計予算案について (委員長報告)

日程第 15. 議案第 43 号 令和 7 年度佐用町下水道事業会計予算案について (委員長報告)

議長 (千種和英君) 続いて、日程第 6 に入ります。

日程第 6 から日程第 15 までを一括議題とします。これにご意義ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 (千種和英君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 6、議案第 34 号、令和 7 年度佐用町一般会計予算案についてから、日程第 15、議案第 43 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計予算案についてまでの 10 件を一括議題とします。

これらの案件に対する当局の説明は、3 月 4 日に終了しており、所管の予算特別委員会に審査を付託しておりますので、予算特別委員会の審査報告を求めます。

予算特別委員長、小林裕和議員。

〔予算特別委員長 小林裕和君 登壇〕

予算特別委員長 (小林裕和君) 第 120 回定例会において審査付託されました議案第 34 号、令和 7 年度佐用町一般会計予算案から議案第 43 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計予算案について、全議員による予算特別委員会を開催しましたので、概要を述べ、委員会報告としますが、少し時間を要しますので、よろしくお願いをいたします。

第 1 日、日時、令和 7 年 3 月 5 日、午前 9 時 3 分開会で、午後 5 時 3 分散会しました。

場所は、役場本庁第 1 庁舎西館 3 階、議場です。

出席を求めた者は、議員全員と、当局からは町長、副町長、教育長、各課長、各支所長で、各審査項目において、関係課の室長及び担当職員の出席を認め、事務局から局長、室長であります。

なお、教育長より体調不良のため欠席届出があり、受理をいたしました。

議案第 34 号、令和 7 年度佐用町一般会計予算案について、歳入で、町税ですけれども、町民税、個人、滞納繰越分で、今後の見通しと、推移はどうかの質疑に、令和元年度末の滞納者は 127 人。令和 7 年 1 月末では 86 人で、41 人が減少している。よい方向に推移していると考えているとの答弁がありました。

土地の動きと償却資産は、どのようになっているかの質疑に、宅地については、少しずつ下がっているが、田、畑、山林については変動がない。償却資産の主なものは、事業用動産が対象とで、業種により、対象となる物件が異なる。小売店では、陳列棚、冷蔵庫、レジスター等。建設業では、パワーショベル等、機械類。農業関係者では、ビニールハウス、農耕用の車両、乾燥機、機械や機具などが償却資産に入ってくるとの答弁です。

県有資産交付金は、どこが該当するのかの質疑に、兵庫県が所有する建物で、長尾にあ

る高等学校の教職員住宅。下徳久にある県営住宅が対象となっているとの答弁。

たばこ税で、紙巻たばこと、加熱式たばこの割合というのは分かるのかの質疑に、紙巻たばこと加熱式たばこの割合は、町内の分について資料がないが、全国的な傾向として、一般社団法人日本たばこ協会が、2024 年度に出荷したたばこの本数から割り出すと、割合では、紙巻きたばこは 56.4%、加熱式たばこが 43.6%になっている。

地方譲与税では、森林環境譲与税の見通しについての質疑に、森林環境譲与税の原資となる森林環境税が令和 6 年度から課税開始がされておりまして、国の譲与税額が当初見込みより増額になったと。また、各基礎数値の案分率見直しされ、その結果、令和 6 年度の実績見込みが増額になっているとの答弁。

地方消費税交付金、インボイス制度の導入によって、納税業者の方の増減と、税収の増減はどのくらいあったのかとの質疑に、納税業者の増減については、関連資料もなく、また、制度の導入によりまして、一概の増減をしたかどうかということは、お答えすることができない。また、税収の増減については、制度の開始により、課税対象が広がるため、結果的に地方消費税の増収の可能性があります。令和 7 年度の予算額においては、国の地方財政計画に基づきまして、個人消費の伸び率というのが低調しているというようなことから、前年より減額で計上しているとの答弁。

ゴルフ場利用税交付金の見通しはの質疑に、ゴルフ場の利用税の交付金については、都道府県が収納したゴルフ場の利用税の 10 分の 7 に相当する額を当該ゴルフ場の所在地の市町村に対して交付するものです。これは県税で、町では、ゴルフ場ごとの内訳は把握はしていませんが、令和 7 年度の当初予算額につきましては、国の地財計画に基づいて計上している。今後の見通しですが、利用者数というのは、元に戻ってきているというふうに思いますが、把握はできていません。

分担金及び負担金では、老人福祉費負担金ですが、利用状況はどうなのかの質疑に、サービスを利用されている方は、現在、251 名おられる。近年は高齢者数の減少、施設入所者数の増加が要因となり、緊急通報システムの利用者数が減少しつつありますとの答弁。

土木総務費負担金で、簡易耐震診断個人負担金、何年建築以上が対象か。全体的に何%ぐらいが耐震診断されているかの質疑に、建築基準法の改正によって、耐震基準が変更となる以前の旧耐震基準による設計された昭和 56 年 5 月末以前に着工された住宅が対象となります。平成 12 年から令和 6 年度までの集計で、耐震診断の対象となる 469 戸のうち、20%程度が耐震診断のほうを受けていただいている。

急傾斜地崩壊対策事業負担金、どこで何か所対象か。令和 7 年度の事業の計画地区ですが、庵地区、奥金近地区、宗行地区、口長谷地区、福沢地区、西徳久地区、三日月地区、山脇地区、上秋里で地区等 15 地区を予定しているが、国費配分で地区変更がある。

使用料では、教育使用料で、使用料が、なかなか各団体の負担になってきております。全面的に補助をしていく、支援していくことについてはとの質疑に、文化協会、加盟団体のほうの推移を見ると減少しているが、町としても減免措置を行っている。本町の施設、特に、文化等を育むような施設は、町民みんなで維持していこうというような気持ちも大切で、公平な応分の負担を、今後お願いしたい。

文化協会のほうと、活動支援策の充実についての協議はとの質疑に、文化協会のほうでも、付属するグループの活性化とか、交流のために、検討して、補助金の見直しも行っている。

住宅使用料で、各町営住宅の空き家を有効利用する方法を考えられているかとの質疑に、入居率につきましては 65%と、年々減少傾向をしている。国の承認を得て、外国人労働者向け住宅、日本語学校の学生寮として、運用を予定をしている。

県支出金では、社会福祉費補助金、民生委員の高齢化と、なり手不足にどう取り組むか

との質疑に、佐用町においても非常に選出するのが困難な集落も多くなっている。佐用町の場合、民生委員児童委員さんと民生協力委員さんを自治会選出でお願いしている。令和7年度におきましては、11月をもって、一斉改選であり、協力していただき、それがための補助金を計上しているとの答弁。

いきいき農地バンク式推進事業補助金とは何かとの質疑に、令和7年度から新規事業で、農業の担い手が、雇用する人件費の補助金であるとの答弁。

総務費県補助金、躍動する兵庫応援事業補助金、町として、どういうことを検討されているのか。町独自の事業はとの質疑に、事業の内容ですけど、令和6年度につきましては、佐用高校の地域と高校の協働による輝く人づくり支援事業でありますとか、子育て支援事業で、おむつの購入できるクーポンの配付とか、また、佐用もち大豆の新商品開発とかいうような形であります。令和7年度も同じように考えており、地元の高校との連携の事業、地元の食材を用いた商品開発で、地域に根差した、町の独自色を出した事業である。

老人福祉費補助金、高年クラブの減少、高年クラブのあり方を考えるべきではないかとの質疑に、高年クラブの減少については、要因として、役員のなり手がないこと、新規会員の加入が少ないこと。役員の負担についても、職員が、できる限りサポートし、イベント時においても、共に楽しんでいただき、多くの方が参加できるように、活動内容を検討していく。

多面的機能支払交付金、増額の可能性はとの質疑に、農地面積と交付単価が決定されている。国に申請しても100%交付されないために、現状では増額は厳しいとの答弁。

土木費委託金、道の駅県施設管理委託金は、増額できるのかとの質疑に、県所有のトイレ、道路案内所、駐車場等の維持管理を行っており、今は、現状維持をしています。なお、修繕費等別途かかる場合には、委託金について、別途変更契約し、増額をしていただけるのではないかと考える。

繰入金では、基金の活用の仕方、基金の規模の考え方、新年度予算の基金繰入れについての考えをとの質疑に、増額の要因は、主に人件費とデジタル関連経費の増額である。人件費については、令和5年度人事員勧告によるベースアップと地域手当の1%を反映したものです。デジタル関連経費については、キャッシュレスや公開型GISの導入事業をはじめ、税や戸籍など基幹システムの標準化などに伴うイニシャルコスト、ランニングコストが増えた結果だ。財政調整基金は年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、地域経済の不況などによる大幅な税収減、災害の発生などによる予期せぬ支出増加を余儀なくされたりする場合に備えて積み立てているもので、一定の財源を確保しておく必要がある。また、依存財源に頼る構造になっており、国の政策によって、普通交付税の措置額に年度間の変動が生じるということがあり、その差額を調整するというような役割も果たしておりますとの答弁。

町民に対して、必要とするものにきめ細かな福祉とか、財政調整基金を活用していくという考えはあるのかとの質疑に、財政調整基金の現在の規模は決して多くない。これからの様々な事態に備えるためにも、この程度は継続して維持をしていくとの答弁。

雑入で、ネーミングライツ収入というのがある。これは、どんな取組かとの質疑に、地元の企業から、このネーミングライツの申し出がありまして、今、制度化をしておるところです。令和7年度からの新規事業で、南光スポーツ公園、あめんぼふれあい町民プール、ホテルドーム、三方里山公園ということで、額は、ふれあい町民プールあめんぼ、年間50万円。上月のホテルドーム、年間50万円。南光のスポーツ公園、野球場第1グラウンドのみで、年間40万円。三方里山公園、年間40万円ということで、各施設の年間利用者数を参考に各近隣市町や県に問い合わせをして、今のところ算定している。

一般会計の歳入についての質疑は終結し、続いて、歳出についての審査に入りました。

議会費について、共済費減額の要因はの質疑に、令和7年度給付金負担率が、令和6年度29.3%だったものが本年度26.9%になっており、基準額をかけて減額になっている。

続いて、総務費について、弁護士相談料が多いのは、なぜかの質疑に、年間の顧問料と訴訟等の成功報酬、着手金で、近年、増加傾向にあり、増額で計上している。

宿日直代行委託料、委託先と体制はとの質疑に、シルバー人材センターに委託し、現在、4名の体制で実施。

縮充のまちづくりに関して、令和7年度、どのような方向性で運用をされるのかの質疑に、今年度につきましては、縮充のまちづくり方針の策定を進めており、商業分野、医療福祉分野、教育分野、他の分野においても、この縮充の考え方が大事ではと思っている。新たな社会の変化に合わせた町の形をつくっていくことが充実だというふうに捉えて、縮充という基本的理念を理解をしていただいた上で、私たちの町をいかに守っていくか。町民の皆さんに伝えさせていただくとの答弁。

地域と高校の協働による輝く人づくり支援事業の内容と今後はとの質疑に、令和5年度から実施をしており、高校生が地域と連携協働して実施する取組に対して、人的財政的支援を行うもので、高校の魅力化につながる本事業は、中長期的に見ても、地域活力の維持向上に寄与すると期待をしているので、事業の実施継続していく。

定住促進支援事業助成金、いろいろ要件があり見直しを含めてはどうかの質疑に、現状、実情に合わせた予算として計上しており、制度の見直しは、ご意見を聞きながら、令和8年度にどうするか検討したい。

委託料、合併20周年記念誌制作業務委託料、町の記念誌の内容について。昨年の7月にプロポーザル形式の入札を行い、佐用町の谷本弘輝堂が落札している。最初に町を紹介するグラビアページ、災害のことも含めた佐用町のこれまでの紹介をしています。各1年を1ページで年表のようなものを用意しており、町の動き、町民の動きを掲載していこうと思っている。最後には、これから20年、30年に向けての佐用町の未来ビジョンに向けての紙面構成にする予定です。

電子計算費、委託料、キャッシュレス決済導入事業の内容はとの質疑に、町民の利便性の向上と町職員の業務効率のために、キャッシュレスを導入する。今、コンビニ交付で証明書なんかも受け取られるようになっており、住民課でいうと4割が手続きをされている。職員が対応せずに証明書を出していますので、大変な業務効率につながっていると思いますので進めていきたいとの答弁。

電子計算費、報酬で660万円。CIOの担われている役割というのは何かの質疑に、DXの推進ということで、専門的な知識が必要であり任用した。非常にパソコンとかコンピュータ、あるいはインターネットに精通しております。パソコンの更新に関しましても、職員と話をすることでアイデアを出しているので財政的にも活躍してくれている。非常に佐用町にとって役に立って仕事をしていただいている。システム運営に関する財源というのは多額を要するため、安い方法を探るというようなこともあり、CIO補佐官の役割はかなり大きいというふうに思っている。

まちづくり推進費、報償費、地域づくりアドバイザーの効果、専門性について、どんな評価をされているかとの質疑に、職員では持ちえない客観的な視点と近隣市町、全国の事例等の情報提供。合意形成を図る上でも、関係者の合意形成の促進ということで判断をする場合、また、人材育成という部分で専門的なスキルを教えていただいているとの答弁。

負担金補助及び交付金、若者グループ応援事業助成金の内容変更は、どんな状況を経ているのかとの質疑に、学生チャレンジグループ枠1万円枠については応募がなく、1万円では思った活動がしにくいというご意見もいただいた。今年度の実態を踏まえ、枠の変更をさせていただいたとの答弁。

総務費については、質疑を終結し、続いて、民生費です。

高齢者福祉費、委託料、タクシー運賃助成制度の 1,440 万円。これ昨年と同額になっている。同額計上でよいのか。一昨年にタクシーの料金の値上げがございましたが、聞き取り等をさせていただいて、一部利用者数が少なくなったと聞いている。今後、本当に情勢を見ながら、対応はしていきたいとの答弁。

高齢者福祉費、備品購入費、車両購入費の状況についての質疑に、備品購入費で、さよさよサービスの車両で、車椅子使用の対応できる車とさせていただいて購入する予定との答弁。

後期高齢者医療費、報償費、専門職雇用謝金です。前年より減額の利用をとの質疑に、令和 6 年度から実施しております高齢者保健事業と介護予防の一体的実施事業にかかります保健師と管理栄養士の雇用による謝金である。県の広域連合と事前協議を行い、8 人雇用する計画でしたが、令和 6 年度事業を実施していく中で、実際は 3 人の雇用となり、足りない人手については、町職員等で分担している状況です。状況は継続するため、令和 7 年度につきましては、スポット雇用の専門職ということで、保健師 1 名、管理栄養士 2 名、准看護師 1 名、計 4 人で予算計上させていただいている。

児童福祉総務費、委託料で、子育て世帯訪問支援事業委託料の説明をとの質疑に、児童福祉法が改正されまして、制度ができており、佐用町でも、令和 7 年度から取り組ませていただくことで計上している。家事、子育て等に対して、不安を抱える保護者、家庭の方、妊産婦の方がおられる家庭に訪問支援員が直接出向き、悩み等を直接聞かせていただく。家庭での養育環境を整えていくというような事業である。

児童福祉総務費、委託料、病児保育事業委託料で、利用と実態はとの質疑に、令和 6 年度を見ますと、登録者数が 9 名で、延べ人数としては、12 月末の集計で 9 名の方が利用されている。

久崎老人福祉センターの運営について、事業廃止を聞いたが実情はとの質疑に、久崎老人福祉センターの建物で、きらめきケアセンターとして上月デイサービスが実施されていますが、利用者が減少し、赤字であり、佐用町社会福祉協議会が実施する、きらめきケアセンター上月の事業を廃止するということを聞いていますが、貸館業務については、これからの協議となります。きらめきケアセンター上月については、令和 7 年度末をもって閉館する旨を社協の理事会で決定され、評議員会に諮られるということです。閉鎖は令和 7 年度末を予定されておりますので、利用者にも直接、説明会をしたり、相談しながら、個別に対応していきたいとの話を伺っている。

民生費についての質疑は終結。

続いて、衛生費について、し尿処理費です。減額となっている、その要因はとの質疑に、佐用衛生公苑の管理費が主で、令和 6 年度には施設管理委託料をはじめ、燃料費、電気代、修繕費等の経費が必要でありましたが、令和 7 年度においては、これらの経費が不要となるため、大幅な減額となっているとの答弁。

環境衛生費、負担金補助及び交付金、生ごみ減量化推進事業補助金、50 基の予算が組んであり、その積算根拠はとの質疑に、令和 5 年度から電動生ごみ処理機も補助の対象とし、台数制限も撤廃しております。実績としては、令和 5 年度が合計 35 基。令和 6 年度が 13 基という状況であり、実情を踏まえて、令和 7 年度当初予算としては、50 基で積算させていただいた。

委託料で、地球温暖化対策実行計画作成委託料、どういう計画かとの質疑に、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて、市町村は地球温暖化対策実行計画区域施策編を策定するように努めるとされており、環境省の補助金を活用して、作成するものです。内容については、自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総

合的な計画ということであり、計画期間に達成すべき目標を設定、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるものとされているとの答弁。

町長から発言を求められ、許可をいたしました。

これからの佐用町にとっての大きな課題になる、ごみの処理問題で、にしはりま環境事務組合の課題。そこで処分できない不燃物、処理困難物等を処理している佐用坂の処理場の課題。処理場も必ずいっぱいになり、新たな処理施設もつくって、計画を考えていかないといけない時期になっております。特に、にしはりま環境事務組合クリーンセンターについては、次の期間としては 15 年間を設定して、施設の長寿命化計画を策定し、更新しなければならない。それに加えて、にしはりま環境事務組合構成市町の変更は非常に財政的に大きな課題である。佐用町にとって、今後の大きな問題の 1 つが、もう目の前に来たということを、ぜひ皆さんにお伝えしておきたいとの発言がありました。

衛生費の質疑は終結し、第 1 日の日程は終了し、5 時 3 分、散会しました。

第 2 日目、3 月 6 日、午前 9 時開会、午後 3 時 56 分閉会しました。

場所は、第 1 庁舎西館 3 階、議場。

出席者は、第 1 日と同様です。浅野教育長から欠席届を受理。

直ちに、審査に入りました。

まず、農林水産業費について、本年度と昨年度の比較で、約 5,287 万 8,000 円の当初予算額ですけれど、減額になっている。農業振興費で大幅な減額になった要因はとの質疑に、いろんな事業の積み重ねで、強い農業者支援事業とか、機械補助というものを、今まで予算計上していたが、該当者がなかった。申請申出がないので減額。あまり具体性のない予算は、今回、計上していないとの答弁。

農業振興費、負担金補助及び交付金、野生動物防護柵設置費補助金、アンケートの結果は全て反映されているのかとの質疑に、要望の 100%を予算化できていない。限られた予算の範囲内で、新たに設置されようとしているところを優先的に採択している。

負担金補助及び交付金、農業の担い手確保補助金、何人で予算を組んでいるのかの質疑に、認定農業者 30 件、一般の農業者 70 件ですの答弁。

いきいき農地バンク方式推進事業補助金の内容説明をとの質疑に、町内全域で、今年度の実績で申しますと、1,000 筆ちょっとで、面積にしますと 142 ヘクタール、利用権の設定がなされている。地域計画に位置づけられた担い手が、農地バンクから農地を借り受けて、規模拡大をしていくという場合、この中の事業としましては、2 件分を計上しているとの答弁。

畜産業費、前年度比較で減額が大きい理由は何かとの質疑に、畜産クラスター事業に取り組みたいが、用地取得が難航しており、当初予算からは取り下げしたので減額との答弁。

多面的機能支払事業負担金、活動組織数はとの質疑に、現在 88 組織に加盟していただいているとの答弁。

林業費の前年比較での減額の原因はとの質疑に、林業費全体の減額の要因は、町有林化促進事業で総額を実績に合わせて減。治山事業、本位田地区で実施しているが、事業完了での減額が大きな要因です。

公有財産購入費 1 億円。土地購入費。町有林化の数字ですけれど、まず、令和 7 年度末で、想定としては、令和 7 年度末町有林化の面積はの質疑に、毎年、約 500 ヘクタールの町有林化をしており、令和 7 年度末の予定では 2,000 ヘクタールになるとの答弁。

農林水産業費についての質疑は終結。

続いて、商工費です。

新規起業創業支援事業補助金、新規創業、起業というのを支援する必要があるが、継続するということに関して、確認をされているかとの質疑に、令和 6 年度に創業された事業

者につきましては、事業計画に沿った形でそれぞれが事業展開をされている。過去に起業された業者につきましては、商工会のほうで継続した経営指導、助言等を行っており、他の要因で継続ができなかったという形も商工会と情報のほうはつかんでおりますとの答弁。

因幡街道三宿連携会議負担金、今現在どういったことをやっているかの質疑に、令和5年の4月から連絡会議というものを再スタートしており、来年度につきましては三宿をめぐるツアーの募集などを計画しているとの答弁。

事業継続・事業承継支援補助金、昨年、この事業の成果は。今後のPRの必要性はとの質疑に、今年度は特に実績はございません。兵庫県の事業承継・引継ぎ支援センターが実施をしております相談会、マッチング事業というのもございますので、積極的に周知のほうも図っていききたいとの答弁。

因幡街道千種川ロングライドの開催が予算化されており、運営の仕方で、実行委員に民間の若者に活躍してもらっている、その成果はどうですかとの質疑に、イベントにつきましては、実行委員会という形で委託をしており、いろんなアイデアを出していただいています。実行委員会の町以外の方にも、このイベントが支えられている。今後も実行委員の皆様と連携を図って、イベントを盛り上げていくとの答弁。

続いて、商工費が終わって、土木費に入ります。

委託料の町道支障木伐採委託料、令和7年度から新規なのか。通年300万円の予算をこういう道路にかかってくる支障木の除去ということで予算化していたが、今回新規事業としまして、事業規模を大きくして、道路に倒木しても安全というところぐらいまで伐採する事業です。令和7年度実施場所は、今後、選定していききたいとの答弁。

工事請負費、堆積土砂浚渫工事の内容ですけど、地域と箇所数と選定方法はとの質疑に、今年度、上本郷自治会の添谷川で実施しており、令和7年度にその下流側、およそ200メートル間を予定している。選定方法は、自治会の要望と河川パトロールにて確認して選定するとの答弁。

この浚渫工事のエリアは、町内の河川全域かとの質疑に、町で管理している普通河川が対象になる。

土木費が終わり、消防費。

負担金補助及び交付金の設備更新ということで、これらの内容説明をとの質疑に、兵庫衛星通信ネットワーク設備更新の負担金です。通信の大容量化と通信強化等を目的に、令和7年度から8年度にかけまして、設備の更新を行う。また、この消防費の中で、西はりま消防の負担金、常備消防も含め、設備のほうの充実強化ということで、毎年かなりの大きな予算を講じて整備しておりますとの答弁がありました。

消防費についての質疑は終結し、教育費に入ります。

委託料、教育ネットワーク保守委託料で、どこへ委託して、内容はとの質疑に、教育ネットワーク保守事業については、GIGA支援センター運営委託で、学校の子供たちの使うパソコンの運営委託をしているところで、株式会社ニチワに委託するとの答弁。

事務局費、報酬の学校の在り方検討委員会、開催をどの程度で協議をされ、部活の地域移行のところも含めての検討ということになるのかとの質疑に、まず、委員会の頻度ですが、年3回程度、予定している。内容としては、佐用町型連携教育を推進しながら、教育の質を高めていく方向を続けていく中で、将来的な学校の在り方についても考えていくもので、佐用町学校規模適正化推進計画の見直しも含めて検討したいと考えているとの答弁。

委託料、学力調査実施委託料で、どこに委託して、内容はとの質疑に、毎年4月に、国が行う全国学力状況調査で、それから、佐用町独自に小学校2年生から5年生、中学校1年生から2年生を国が行う全国学力テストと同時に実施している。分析結果をもとに教職員を対象に授業改善研修等を実施している。東京書籍という会社に委託しているとの答弁。

特別支援教育推進費の大幅な増額要因と内容はとの質疑に、令和7年度から新たに不登校児童生徒支援員配置補助事業があり、1校だけの予算を計上していたが、新たな事業として、不登校傾向等により登校することはできていても教室に入らず、別室で学習している生徒に対して、個々の状況に応じた支援や、不登校になる未然防止、早期対応につなげることを目的に県が新たにこういった事業を始めて、佐用町としても、中学校3校、小学校2校に対して、配置をするとの答弁。

委託料、スクールバス運行委託料、異常運転等の、年間通して、そういう報告があったかのかの質疑に、毎月、運行記録の提出を委託業者から受けていますが、今のところ異常運転事象はない。毎朝の点呼も異常はない。乗車前、運行前のチェックは、安全運転管理者及び運転者以外による社員チェックを行っています。教育委員会としては、抜き打ち追尾点検にも取り組んでいますとの答弁。

陣屋門の改修工事、工事の内容はとの質疑に、橋については、橋脚のが腐食が非常に進行しており、つけ替えるということです。基本的には、弱い部分については、耐久性のある鉄骨を利用させていただきます。イベント開催時期には、安全管理させていただきますとの答弁。

給食費管理システム保守業務委託料、給食費管理システム改修委託料の違いは何かとの質疑に、給食管理システムの保守委託料というのは、給食費の管理を給食センターのほうで、システムで管理しており、システムの保守委託。給食管理システム標準化連携の改修委託は、デジタル庁が、システムの標準化ということで、改修を行っており、改修する必要になったため、今までの給食の管理システムを使っているシステムについて、改修工事を行うとの答弁。

教育振興費、校外学習支援事業補助金、兵庫県でも県内の小中高生対象に学校単位でチケットの配布形式を補助で行っています。学生万博研修旅行についての現状等についての質疑に、大阪関西万博につきましては、何度も校長会はじめ、各保護者とか子供たちの様子を聞かせてもらって、実態として、大型バスも高額になります。往復6時間は行き帰りに費やします。社会見学する時間が、わずかしかなければならないということも加味すると、皆さんの話の中で、希望が出てきていないのが実情です。

教育費を終結し、公債費については、質疑はありませんでした。

諸支出金、予備費について。

簡易水道事業その他運営繰出金で、埼玉で道路陥没したが、佐用では、何らかの点検はされたのかの質疑に、下水道管ですけれども管径2メートル規模の下水道管で、本町は、基本的に150ミリぐらいが基本ですので、点検の指導はない。

諸支出金、予備費についての質疑は終結し、以上をもって、令和7年度佐用町一般会計予算案の質疑を終結しました。

続いて、討論に入り、まず、原案に対して、20周年記念事業全体を、もう一度見直し、事業全体の予算を縮小し、住民の負担軽減に向けることを趣旨とした反対討論。

本予算は、町の財政を安定的に運営する予算である趣旨の賛成討論。

社協の施設が撤収、撤退、閉鎖ということが、地域の方の理解を得られていない。ユウカリ植栽については、全体計画を示していく。それと、森林再生のことについて、共感と理解を、町民の皆さんから得ていくという趣旨の反対討論。

令和7年度佐用町の将来のための計画を立てられた予算だとの趣旨の賛成討論がありました。

討論を終結。

採決に入り、議案第34号、令和7年度佐用町一般会計予算案は、挙手によって採決し、挙手多数で、議案第34号、令和7年度佐用町一般会計予算案については、原案のとおり可

決されました。

続いて、特別会計に入りました。

まず、議案第 35 号、令和 7 年度佐用町メガソーラー事業特別会計予算案について、歳入について。

現状の売買価格。あと何年あるのかとの質疑に、期間は 20 年ということで、申山は 2034 年、秀谷は 2039 年。買取期間の終了後の方針は、決まっていないとの答弁。

木の架台の定期点検は、どんな形でされているのかとの質疑に、特に、現状問題ない。架台だけを点検するということはしていない。全体的に、そのパネルとか、電気設備、ケーブルも含めて、年に 1 回、点検しているとの答弁。

歳入についての質疑は終結。

歳出についての質疑はなし。歳出についての質疑を終結。

討論を行い、討論はなし。討論を終結。

採決に入り、挙手全員で、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 36 号、令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について。

まず、歳入から。

国民健康保険税について、前年度比で、減額。この要因はとの質疑に、現年度分につきましては、団塊の世代が後期高齢者医療のほうに移動された。昨年度言いますと、200 名余りが後期高齢のほうに移られた。社会保険の加入条件が変わりまして、パートタイムの方で社会保険のほうに移られたのが要因ですとの答弁。

加入者の減少の要因なんですけれど、現年分、前年度の人数と、この当初予算に上げられている関係者の人数はとの質疑に、被保険者数でございますが、令和 5 年度末で 3,236 名。令和 6 年 12 月末時点ですと、3,081 名となっているとの答弁。

歳入についての質疑を終結。

歳出について、

負担金補助及び交付金で出産育児一時金 500 万円、内容はとの質疑に、1 人 50 万円で 10 人分の予算となっている。これまでの実績としては、令和 5 年度が 5 名、令和 4 年度が 3 名、令和 3 年度が 4 名と、10 人にも満たない状況ですとの答弁。

歳出についての質疑は終結。

討論に入り、国に保険制度の抜本的改正を強く求め、町独自に法定外繰入を増額して、負担軽減に取り組むべきであるとの趣旨の反対討論。

県と町が共同保険者となり運営をされ、国民健康保険が安定的に運営できる状態になっている。保険料軽減のため、一般会計からの繰入れもあり、住民負担の軽減も考慮されている趣旨の賛成討論。

討論を終結。

採決に入り、挙手多数で、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 37 号、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案に入ります。

歳入についての質疑。

後期高齢者医療保険料の関係で、特別徴収保険料は、前年度比減。普通徴収保険料は増。この要因はとの質疑に、75 歳になられて、後期高齢者医療の被保険者となられた方につきましては、一定期間、年金の特別徴収というのができないという期間があり、団塊の世代の方が大量、こちらに入られるということで、そういった方の分については、すぐには特別徴収にならないということも要因の 1 つではないか。年々、後期高齢者医療の被保険者数というのが増加しておりますので、新たに増えた分については、普通徴収という形が、しばらく、あるというところではないかとの答弁。

予算で計上されている、該当する人数というのは特別徴収保険料の該当者が何人で、普

通徴収保険料の該当者は何人を予算として見込まれているのかとの質疑に、特別徴収が 3,132 件、普通徴収が 587 件ですとの答弁。

歳入についての質疑は終結。

歳出について、後期高齢者医療広域連合納付金ということで、予算化されている。後期高齢者医療広域連合で保険料であるとか、高齢者医療の関係の協議がなされている。令和 7 年度に関係する会議というのは開かれて特徴的なことがあるのかとの質疑に、令和 7 年の 2 月の後期高齢者医療の広域連合の議会に出席し、来年度予算等もありますが、何か特別大きな変更はございませんとの答弁。

歳出についての質疑は終結。

討論に入り、詳しくは本会議で述べますが、反対の立場だけを表明するとの反対討論。

詳細については、本会議で述べるとの賛成討論。

討論を終結。

採決に入り、挙手多数。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 38 号、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計予算に入ります。

事業勘定の歳入について、滞納繰越普通徴収保険料の件数はとの質疑に、特別徴収につきましては、滞納はない。令和元年度当初は 86 人、令和 2 年度には 67 人、令和 3 年度 55 人、令和 4 年度 50 人、令和 5 年度 61 人、令和 6 年度 73 人という答弁です。

事業勘定の歳入についての質疑は終結。

事業勘定の歳出について、頭と体の健康教室委託料、認知予防教室委託料、どこへ委託して、内容はとの質疑に、頭と体の健康教室ですが、公文教育研究会学習療法センターに委託をしている。利用者は、約 5 名が利用を。認知症予防教室委託料ですが、株式会社一期一会に委託して、20 人から 25 の参加がある。

事業勘定の歳出について、質疑を終結。

サービス事業勘定の歳入については、質疑なし。歳入についての質疑は終結。

サービス事業勘定の歳出について、質疑なし。歳出についての質疑は終結。

討論に入り、一般会計の繰入等を拡充するなどして、住民の負担軽減を取るべきであるとの趣旨で反対討論。

介護保険制度は施行から 24 年がたち、今、佐用町でも高齢者の 4 人に 1 人が使われるような状態になっており、詳しくは、本会議で述べるとの賛成討論。

討論を終結。

採決に入り、挙手多数、よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 39 号、令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算に入ります。

歳入について、教育使用料、グループ用ロッジ使用料、施設利用促進の周知はとの質疑に、県内の学校、特に、各教育委員会管轄のつながりのある学校に対しては、通常のご案内をさせていただいたりしている。また、機会あるごとに情報発信のもと PR をさせていただいているとの答弁。

歳入についての質疑は終結。

歳出についての質疑は、なし。

質疑を終結。

討論に入り、討論なし。討論を終結。

採決に入り、挙手全員。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 40 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案に入ります。

歳入についての質疑で、笹ヶ丘荘として集客の呼びかけはの質疑に、令和 7 年度に向けては、関西大阪万博等がございしますので、そういったところの PR も十分やりながら、集客に努めたいといとの答弁。

歳入についての質疑は終結。

歳出についての質疑に入り、質疑なし。歳出についての質疑を終結。

討論に入り、討論はなし。

採決に入り、挙手全員。よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 41 号、令和 7 年度佐用町石井財産区特別会計予算に入ります。

歳入についての質疑はなし。質疑を終結。

歳出についての質疑はなし。質疑を終結。

討論に入り、討論はなし。

採決に入り、挙手全員。よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 42 号、令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計予算に入ります。

営業収益の推移はとの質疑に、営業収益は、主に料金収入ということで、上がってきているというのは、他会計の負担金で、給水収益自体は減になってきているとの答弁。

水道管路工事で、町内に石綿管が、あと 7.5 キロ残っている。来年度の予定のところは、この石綿管は、どういう状況か。どういう形になるのかとの質疑に、令和 7 年度石綿管の更新工事を考えておりますのは、新宿地内で 885 メートル。安川土井地内で 727 メートルの 2 か所を予定している。令和 8 年度以降の石綿管、残りの距離は 5.3 キロになる。それ以降も石綿管の布設替えはしていくわけですが、時間を要するとの答弁。

質疑を終結。

討論に入り、討論なし。討論を終結。

採決に入り、挙手全員。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

議案第 43 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計予算案に入ります。

議案第 43 号に対する質疑はなし。質疑を終結。

討論に入り、討論はなし。討論を終結。

採決に入り、挙手全員。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

午後 3 時 56 分閉会。

以上でもって、予算特別委員会に審査を付託されました案件の概要報告としますが、詳細は、委員会議事録が事務局にありますので、閲覧していただければ結構です。

少し長くなりましたが、以上で、予算特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 予算特別委員長の審査報告は終わりました。

なお、予算特別委員会で、議案に対する質疑は終結しておりますので、議案第 34 号から、順次、討論及び採決を続けて行います。

これより、日程第 6、議案第 34 号、令和 7 年度佐用町一般会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 議案第 34 号、令和 7 年度佐用町一般会計予算案に反対の立場から討論します。

反対理由の第 1 は、合併 20 周年記念事業です。合併 20 周年を機に、振り返り、よかった点、悪かった点などを総括して、佐用町の今後に生かすという点で、20 周年記念事業そのものを否定するものではありませんが、記念式典に 382 万 7,000 円。記念誌制作に 249

万 5,000 円。ひまわり祭りなどでの花火の増発に 306 万 4,000 円。20 周年記念スポーツイベントに 150 万円など、28 事業に 20 周年事業費、増額分だけでも 1,988 万 5,000 円という大きな予算を（聴取不能）ています。

1 年限りの事業に、これだけの巨額を使うことは、米や野菜、ガソリンなどの燃料費など、あらゆる物価が高騰し、国保や介護保険料などで、公的負担の負担感が増大している現状を見ると、見逃すことはできません。国に先駆けての給食費無償化など、子育て応援や増え続ける高齢者の各種保険料の軽減など、町民の生活支援、負担軽減に使うべきです。

また、10 月 5 日に記念式典が予定されていますが、今年は、町長選挙の年に当たっています。選挙の日程は、まだ、明らかにはなっていませんが、告示直前の式典の開催になることと思います。選挙の直前に、こういった大きな式典を開催することは、式典の舞台上で挨拶されるような立場の方が立候補するとなると、公費で選挙に向けての大きな宣伝になる結果になるのではないかと思います。

20 周年記念事業全体を、もう一度見直し、事業全体の予算を縮小することを要求します。

また、賃金が大幅に上昇したというものの、実質賃金は下がり続け、軍事費の大幅な増額により、社会保障は削減され、消費税の減税には背を向けて、暮らしの予算を圧迫して国民を苦しめています。町は、地方自治の精神を生かして、国の悪政の防波堤になって、誰もが住みやすい町を目指し、住民福祉の向上を進めるべきです。

教育、子育てでは、学校給食の無償化を実施するべきです。また、町独自の給付型奨学金の創設を求めます。

高齢者施策では、加齢性難聴者への補聴器購入補助の創出が求められます。

また、文化活動の面では、文化活動の活性化と健康増進の面からも公共施設の町民使用を無償化にするべきです。

以上、誰もが安心して暮らせるまちづくりには、不十分な予算であり、町民の切実な声に応える予算にするべきであることを指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君） 議案第 34 号、令和 7 年度佐用町一般会計予算案に賛成の立場で討論します。

令和 7 年度の一般会計予算案は、前年度比 7.1%減の 130 億 272 万 6,000 円です。

少子化対策、子育て支援事業、給食費半額補助事業など若者や子育て世代への支援、森林環境譲与税を活用した町有林化事業の継続、新規事業では、公開型統合 GIS 導入事業があります。業務の効率化はもちろんですが、防災での活用に期待します。

また、給食センターの厨房機器の更新では、安心・安全な給食の提供など、現状に配慮しつつ、将来を見据えた予算編成になっております。

令和 7 年度は合併 20 周年を迎えます。多くの記念事業を予定されていますが、これを契機に 10 年後、20 年後を見据えた縮充のまちづくりの推進に期待します。

また、一般財源の不足分は財政調整基金を取り崩し予算に繰り入れており、町民に充実したサービスを提供できる予算案であり、令和 7 年度一般会計予算案に賛成とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔廣利君 挙手〕

議長（千種和英君） 廣利一志議員。

10 番（廣利一志君） 令和 7 年度予算案に反対する立場から討論させていただきます。

予算委員会の審議を通じて、2 つの点において、明快な説明がなく、町民の皆さんに納得いくご理解がいただけないことを、まず、指摘し、反対討論を述べさせていただきます。

若いお母さんたちの大きな関心事である子育てと、高齢者交流会、生きがいデイなどで、介護予防の担い手となり、さらに子ども食堂事業を立ち上げようとするボランティア団体の多くが拠点とする社協の施設があります。

担当の方からの大赤字だから閉鎖するの一言が、大きな波紋、当惑、疑問を社協の職員のみならず、先ほどの先進的な活動をされている多くのボランティア団体の皆様に与えています。

縮充のまちづくりは、町長の施政方針で、はっきりと言明されているとおり、人口、税収が減っても町民の暮らしに影響がなく、むしろ充実させるということです。社協の拠点施設の周辺地域の皆さんにとっても突然の説明もない「大赤字だから閉鎖」の一言は衝撃でした。拠点施設が、指定管理を受託の社協の役割、これまでの貢献を勘案して、述べさせていただきました。

また、ユーカリ植栽については、50 年とか 60 年先の森林再生の計画を示せとは言っておりません。JIA との共同事業の計画、つまり 5 年間、さらに 10 年間の計画を示して、植栽の予定地の自治会に対しては、納得いく説明会を開催すべきです。

令和 7 年度の予算案について、予算委員会で疑問、不明な点を指摘させていただきました。先ほどの 2 つの点を指摘し、令和 7 年度予算案に反対する討論いたします。以上です。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔金澤君 挙手〕

議長（千種和英君） 金澤孝良議員。

6 番（金澤孝良君） 令和 7 年度一般会計予算案に賛成の立場で討論いたします。

予算特別委員会で、先ほど、委員長から報告ありましたように、慎重に討議したところであります。

現状に配慮した各課題への助成・支援等の継続を行い、さらに、新規の取組もうかがえる予算編成となっております。

合併 20 周年に備えた記念事業予算も適正に組み込まれ、また、少子化対策、子育て支援事業、学校給食のレシピ集配布。若者定住支援施策の継続や農林業、商工業への支援、さらにはインフラの長寿命化の基盤整備等にも取組を強化されております。

そして、町民プールの大改修、三日月陣屋館の改修など、文化振興と観光資源としての活用に期待を持たす予算も組み込まれております。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計等には、被保険者の保険料負担軽減のため、一般会計からの歳出を適切に行っております。

これまでの取組と成果を踏まえ、町民と行政の役割分担を図りながら、財政の配分の選

択の集中による効果的な投資、適正な予算規模の維持などを財政運営を主眼に置いた中で、社会経済の変化に対応した堅実な予算案であり、令和7年度一般会計予算案に賛成といたします。以上です。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。
ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより、議案第34号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第34号は、委員長の報告のとおり可決されました。
お諮りします。ここで休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午前11時25分とします。

午前11時13分 休憩

午前11時24分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。
続いて、日程第7、議案第35号、令和7年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。
これより、議案第35号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これより、日程第8、議案第36号、令和7年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 議案第 36 号、令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、反対の立場から討論します。

国民健康保険の保険料は、会社員等が支払う協会けんぽなどに比べて 2 倍も高いのが実態です。会社員であれ、個人事業者であれ、また、農漁業等の従事者であれ、同一年収の人は同じ保険料負担であるべきであり、保険制度を抜本的に改めるべきです。それが実現するまでの間は、国、県、また、市町等が差額を補填するべきです。

政府は、現行のいわゆる紙の保険証を廃止して、マイナンバーカードにひもづけすることを強行しています。本来、マイナンバーカードは任意のものであり、それに保険証や免許証をひもづけることは間違いだと思います。病院等の窓口でも戸惑っている高齢者をよく見かけます。マイナ保険証は、5 年ごとに、資格確認書は毎年更新が必要です。更新を失念すると、無保険扱いになるなど、住民の負担、資格確認書を発行する自治体の業務の増大も懸念されます。現行の保険証の継続を強く国に求めるべきです。

国に保険制度の抜本的改正を強く求め、町独自に法定外繰入を増額し、負担軽減に取り組むべきであることを指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） 議案第 36 号、令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案につきまして、賛成の立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を確立していくために重要かつ必要な制度であることは言うまでもありません。

佐用町においては、約 3,000 名の国民健康保険加入者があり、これは人口の約 21%を占めています。国民健康保険制度を安定的に運営するために、兵庫県と佐用町が共同保険者となり、医療保険制度を構築するための国民健康保険法の法律に基づき運営をされています。

兵庫県は、令和 9 年度に向けて、兵庫県国民健康保険運営方針により、同一所得、同一保険料という県内市町の保険料水準の統一を目指しており、各市町も同一保険料を目指しています。この保険水準の県内統一に向けた取組によって、佐用町の被保険者の医療費が急激に増加した場合でも、県内市町で医療負担等を相互扶助し合うことで、保険税額を急激に増加させることを防ぐことができるものであります。

国民健康保険は、ほかの医療保険に比べると、年齢構成や医療費水準が高く、所得水準は低い被保険者が多く、所得に占める保険料負担が重いといった構造的な問題を抱えているのが現状であります。保険税算定については、所得割・均等割・平等割ともに適正に行われ、低所得者に対しての軽減措置も行われており、被保険者に配慮された保険税になっています。

今後は、県が算定する事業納付金や医療水準、そして所得水準に応じた標準保険料率を参考に決定する国民健康保険税額、そして給付費額の推移に留意しながら、町民が安心して活用できる保険制度であり続けることをお願いいたしまして、令和 7 年度佐用町国民健康保険特別会計予算案について、賛成といたします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより、議案第 36 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 36 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 9、議案第 37 号、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 議案第 37 号、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計予算に対して、反対の討論を行います。

予算は、窓口負担を令和 4 年 10 月から 1 割から 2 割に対象者を拡大したままです。

さらに国は、子育て支援の財源を高齢者医療からも負担する方針で、今後さらに保険料が引き上げられることが予想されます。

高齢者からは、実質年金が減り続ける中で、食料品をはじめ物価高騰などで、何もかも節約の毎日、この先が心配との声が寄せられています。これ以上の保険料負担増は、高齢者の健康状態の悪化につながります。医療にかかる機会の多い 75 歳以上の高齢者だけで構成する医療保険制度は、高い保険料と窓口負担にならざるを得ないのは明らかで、国の責任で全ての高齢者が安心して医療にかかる医療制度を構築すべきです。町は国に対し、保険料の引き上げをやめ、窓口負担軽減を求めることを指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 議案第 37 号、令和 7 年度佐用町後期高齢者医療特別会計予算案に、賛成の立場で討論します。

後期高齢者医療保険は、少子高齢化で医療費増大が進む中、保険料徴収等の事務を市、町が行い、全市町が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合で財政運営の広域化を行って、安心な暮らせるような安定的な維持に努めています。

令和 7 年度予算は、一般会計から約 1 億 607 万 1,000 円繰入れをして、歳入総額約 3 億 7,363 万 6,000 円で、兵庫県後期高齢者医療広域連合に 3 億 5,959 万 8,000 円を納付しています。

今後も加入者が増加している中で、安心して、安定的に医療が受けられることができる予算になっていることから、賛成とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 37 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 10、議案第 38 号、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔児玉君 挙手〕

議長（千種和英君） 児玉雅善議員。

7 番（児玉雅善君） 議案第 38 号、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計予算案に反対の立場から討論を行います。

政府は訪問介護などの基本報酬を引き下げました。多くの訪問介護事業所が赤字の状態が続いています。介護事業所の深刻な人手不足など、介護の危機は、ますます深刻なものとなっています。倒産や閉鎖する事業所も増えています。また、利用者の負担が増大しています。必要な時に必要な介護が誰にでも保障されるよう介護保険料、利用料、居住費や食費の負担軽減、サービスの拡充など介護保険制度の抜本的見直しが必要です。

町は、一般会計の繰入れを拡充するなど、住民の負担軽減策を取るべきであることを指摘して、反対討論とします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありますか。

〔幸田君 挙手〕

議長（千種和英君） 幸田勝治議員。

3 番（幸田勝治君） 議案第 38 号、令和 7 年度佐用町介護保険特別会計予算に賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険は、社会全体で支えていく大切な事業制度であり、運用から 24 年が経過し、佐用町では、高齢者の 4 人に 1 人ほどの割合で介護保険サービスを利用しています。

令和 7 年度予算では、一般会計から 4 億 8,763 万の繰入れ及び基金から 3,698 万の繰入れ、有効活用を図り、低所得者保険料軽減の対応も取られており、実施事業の検証、町民が安心できる介護保険サービスの運営を要望して賛成討論といたします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありますか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 38 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 11、議案第 39 号、令和 7 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計予算案についての討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 39 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 12、議案第 40 号、令和 7 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 40 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 13、議案第 41 号、令和 7 年度佐用町石井財産区特別会計予算案についての討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 41 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 14、議案第 42 号、令和 7 年度佐用町簡易水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 42 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 42 号は委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、日程第 15、議案第 43 号、令和 7 年度佐用町下水道事業会計予算案について、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 43 号を、採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 16. 議案第 45 号 工事請負契約の締結について（道の駅宿場町ひらふく改修工事）

議長（千種和英君） 続いて、日程第 16 に入ります。

日程第 16 は、本日、追加提出の案件であります。議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

それでは、日程第 16、議案第 45 号、工事請負契約の締結について、道の駅宿場町ひら

ふく改修工事)を議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長(庵途典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました議案第45号、工事請負契約の締結についてのご説明を申し上げます。

令和6年12月20日付で、株式会社熊淵建設との間で、工事請負契約の締結をいたしました、道の駅宿場町ひらふく改修工事において、当初契約から追加工事による増額や見直し及び精算により変更するものであります。

主な内容といたしましては、電気回線及び照明機器の増設、冷蔵ケースや券売機の購入、製作棚の作成、プレハブ倉庫の更新等であります。

変更額につきましては、現在の契約額4,972万円を1,900万8,000円増額し、総額を6,872万8,000円に変更しようとするものでございます。

なお、道の駅宿場町ひらふくの改修は4月中旬に完成し、リニューアルオープンを、4月20日、日曜日に予定をいたしております。

以上、佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

議長(千種和英君) 当局の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長(千種和英君) ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長(千種和英君) ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第45号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長(千種和英君) 挙手、全員です。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 同意第2号 佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

議長(千種和英君) 続いて、日程第17、同意第2号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第2号、佐用町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、教育長、浅野博之氏が、令和7年3月31日をもって退任されるため、後任の教育長として、大森一繁（おおもり かずしげ）氏を任命するものでございます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、教育長は3年でございますが、同法第5条第1項の規定による残任期間となるため、令和9年9月30日までとなります。

なお、大森一繁氏の経歴につきましては、経歴書のとおりでございますので、ご説明は省略をさせていただきます。

ご同意賜りますように、よろしくお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

この際、お諮りします。本案件については、人事案件でありますので、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定します。

これより同意第2号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、同意第2号は、同意することに決定しました。

日程第18. 閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（千種和英君） 続いて、日程第18、閉会中の常任委員会所管事務調査についてを議題とします。

お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各委員会の所管事務調査については、別紙、申出のとおり決定しました。

日程第 19. 議員派遣について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 19、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することにしたいと思います。

なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任いただきますよう、お願いします。
これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することに決定しました。

議長（千種和英君） 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議されました案件は、全て審議を終了しましたので閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、第 120 回佐用町議会定例会は、これをもちまして閉会とします。

午前 11 時 47 分 閉会

議長挨拶

議長（千種和英君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

3 月 4 日に開会をしました第 120 回佐用町議会定例会も本日閉会となりました。議員各位におかれましては、今期定例会に上程されました各案件全てにおいて、慎重審議をいただき、適切妥当な結論をいただきましたこと、感謝申し上げます。

今定例会は、令和 7 年度の当初予算を審議する予算特別委員会を設置していただき、小林委員長、大村副委員長には委員会運営並びに質疑にご尽力を賜り、誠にありがとうございました。

本年度も、あと僅かとなり、もうすぐ桜の季節となります。この季節は、毎年、別れと旅立ちの季節でもあります。浅野教育長をはじめ、今回退任される課長、支所長には長年、町行政に携わられ、町の発展にご尽力をいただきましたことを、改めて、感謝申し上げます。

また、多くの方が、引き続き、公務に当たられると伺っておりますので、今後とも健康に留意していただき、引き続き、佐用町のためにご理解とご尽力をいただくことを願っております。

また、議員の皆様におかれましても、町民の安心安全、心豊かな生活が営まれるために、

新年度に向けての日々、議員活動にご精励賜りますようお願い申し上げて、閉会の御挨拶とさせていただきます。

町長、挨拶をお願いします。庵途町長。

町長挨拶

町長（庵途典章君） 失礼します。

それでは、定例会閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

まずは、本3月定例会に、それぞれ上程をさせていただきました新年度の予算をはじめ、多くの議案につきまして、各委員会、また、本会議におきましても慎重にご審議を賜り、全て原案どおり可決、決定をいただきました。ありがとうございました。

本年度も、あと残すところ1週間となりました。また、4月から新しい年度を迎えます。そのためにも議会で、いろいろとご審議いただき、また、決定をいただきました予算をもとに、来年度も安定した、また、継続して、適切な町民の負託に応えるべく、町政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の引き続いてのご指導、また、ご協力を賜りますように、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

議長から、今、御挨拶をいただきましたように、この3月というのは、本当に1つの大きな区切り、節目であります。今年度をもって、退職する課長、また、教育長も3月31日をもって退任という形で、新しい教育長も選任をいただきました。

この後、また、各課長、退任するからも、皆さんに一言、お礼を申し上げさせていただきますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

非常に、暖かくなってまいりました。桜の便りも、どんどんと聞こえてくるようになりました。今日も、議会の案件の中で、予定を申し上げましたけども、3月30日に佐用町の桜まつり、予定をさせていただいております。ただ、ちょっと、今年は、2月、気温が非常に低かったものですから、例年より少し、例年より少しというよりか、計画から見ると、なかなか計画どおり咲かないということになるかもしれませんけども、桜も少し開き始めぐらいでの桜まつりになるかもしれませんけども、そのうち、きれいな桜も、今年も見られることと思います。

各学校、子供たちも、3月、それぞれ元気に卒業をして行きました。そして、また、新しい年度、4月には、また、それぞれ、新しい新入生、進級生、みんな集まって、また、元気に新年度がスタート、桜のもとスタートできることと思っております。

非常に、季節の変わり目で、今日も課長が3人も体調不良で欠席をするようなことになっております。

私も先般、花粉症だと思うんですけども、喉を完全にやられまして、声が出なくなりました。本当に、そういう黄砂も、今日は非常に濃くなるというような予報も出ておりますけれども、議員各位におかれまして、体調管理には十分ご留意をいただきまして、また、新しい年度、また、1年間、20周年を迎える1つの大きな節目の町の年でもあります。また、それぞれ、元気にご活躍をいただくことをご祈念申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。